防経装第 5 6 4 2 号 1 9. 6. 8 一部改正 防官文(事)第18号 27. 10. 1

経理装備局長施設等機関の長各幕僚長 情報本部長 技術研究本部長装備本部長 防衛施設庁長官

事務次官

企業が保管する防衛省所管に属する物品の管理の適正化について(通達)

標記について、物品管理の適正化と不用物品の処分促進を図るため、下記のとおり定められたので、遺漏のないよう措置されたい。

記

1 措置対象物品

措置対象物品は、防衛省が契約企業に委託保管させている防衛省所管に属する物品とする。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 防衛省から無償で貸し付けている治工具等で主たる契約の履行に必要なもの(その見込みがあると認められる物品を含む。)
- (2) 防衛省が調達した物品を委託保管させ返還を受けるまでの間、一時的に保管されているもの
- (3) 防衛省から委託保管させている物品で主たる契約の履行に必要なもの(その見込みがあると認められる物品を含む。)
- (4) 防衛省が発注した複数年に及ぶ研究開発事業を受注した企業等において、当該事業の実施期間中(試作品等の設計、試作から試験が終了するまでの期間をいう。) 保管されている物品

2 措置要領

物品管理官(分任物品管理官を含む。以下同じ。)は、対象物品について、次に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 平成19年度内を目途に、企業に保管されている防衛省所管に属する物品のうち 対象物品を特定し、各対象物品について、不用物品としての処分、物品の返還又は 有償保管契約の締結のいずれの措置を行うかを決定する。
- (2) 不用と判断される物品については、できる限り速やかに不用決定の手続きを行うとともに、売払い、廃棄等の所要の措置をとる。
- (3) 防衛省として保管の必要があると認められる物品については、原則として、当該

物品を速やかに返還させ、防衛省の施設で保管する。

- (4) 企業に保管を委託する物品については、移動の困難性(物品が保管されている施設等に固定されており移動させることが困難な場合、物品の機能を損なうことなく移動させることが困難な場合、移動に伴う諸費用からみて移動が合理的でないと判断される場合等)及び供用の必要性(当該企業の施設における当該物品の官側における使用の計画がある場合等)から、当該企業に保管を委託せざるを得ないものに限定し、当該企業と有償保管契約を締結する。
- (5) 有償保管契約に基づき企業に保管を委託する物品については、その保管を継続する必要性を定期的に点検し、当該物品の管理を適正なものとするよう努める。

3 有償保管契約締結の留意事項

- (1) 防衛省側の契約の締結者は、当該物品の管理を担当する物品管理官が所属する機 関等の契約担当官等(防衛省所管契約事務取扱細則(平成18年防衛庁訓令第10 8号)第2条に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。)とする。
- (2) 契約方式は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第99条の規定 に基づき随意契約によることができる。
- (3) 契約期間は、原則として、会計年度を単位とする。
- (4) 当該保管契約が、契約の相手方となる企業以外では保管され得ない状況において 防衛省側の必要性により保管を委託するものであることを考慮し、企業側の契約履 行上の注意義務としては、「善良な管理者の注意義務」とする一方、保管物品に損 害が生じた場合の企業側の損害賠償責任の保管契約上の要件は「故意又は重大な過 失」とする。
- (5) 保管契約の対価の算定方法については、防衛装備庁長官が別に示すものとする。
- (6) 物品管理官は、物品管理法施行令(昭和31年政令第339号)第28条の規定 に基づき、保管を必要とする物品の品目及び数量、保管の期間並びに物品の管理上 保管について附すべき条件を明らかにした上で、契約担当官等に調達要求をする。